

障害福祉サービス等における報酬改定の横断的事項

1. 対象サービス

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

2. 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

変更点：公認心理師を新たに有資格者として評価

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日

※生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日

※生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算

【参考】公認心理師とは

1 定義

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、次の①から④に掲げる行為を行うことを業とする者

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ②心理に関する支援を要する者に対する、心理に関する相談及び助言、指導等
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導等
- ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

2 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

3 資格取得方法

文部科学大臣又は厚生労働大臣（以下「主務大臣が」）が実施する公認心理師試験（指定試験機関：一般財団法人日本心理研修センター）を受験し、合格後、指定登録機関（一般財団法人日本心理研修センター）に登録手続きを行う。

4 受験資格

- ①大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ②大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等

3. 各種減算の見直し

(1) 見直しの趣旨

障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直し

(2) サービス提供職員欠如減算

①指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定

②減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定

(3) サービス管理責任者欠如減算

①指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定

②減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定

(4) 個別支援計画未作成減算

①個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定

②減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定

4. 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続

5. 通所系サービスの送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の見直し

○自動車維持費等が減少していることから一定の適正化の実施（単位の減）

生活介護における送迎は、一定条件を満たす場合（重度者等を送迎の場合）、更に評価

送迎加算（Ⅰ）	<u>21 単位／回</u>
送迎加算（Ⅱ）	<u>10 単位／回</u>
送迎加算（Ⅱ）※生活介護の上乗せ分	<u>28 単位／回</u>

- 就労継続支援A型における送迎は、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底
- 同一敷地内の送迎については、同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物同一敷地内との間で送迎を行った場合は、所定単位数の70%を算定

6. 身体拘束廃止未実施減算【新設】 ※P119 参照

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合、基本報酬を減算 5単位/日

7. 公立減算の取扱い

施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き減算の取り扱いを維持

8. 地域区分の見直し

現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分への見直し

平成30～32年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

級地	該当市町
1級地（20%）	
2級地（16%）	
3級地（15%）	芦屋市
4級地（12%）	神戸市、西宮市、宝塚市
5級地（10%）	尼崎市、川西市、三田市
6級地（6%）	明石市、伊丹市、猪名川町
7級地（3%）	姫路市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市 稲美町、播磨町
8級地（0%）	上記以外の市町

日中活動系サービス（生活介護）

1. 常勤看護職員等配置加算の拡充（加算Ⅱの創設）

（1）加算Ⅱの適用条件

以下の①及び②の条件を満たすこと。

- ①看護職員を常勤換算で2以上の配置した場合
- ②別表の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れた場合

別表 判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8
6回/日以上以上の頻回の吸引) = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (1.1) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8
- (12) 定期導尿（3/日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

（2）加算の単位

加算区分	配置加算（Ⅰ）	配置加算（Ⅱ）
看護職員の配置数	常勤換算で1人以上	常勤換算で2人以上
利用定員が20人以下	28単位/日	56単位/日
利用定員が21人以上40人以下	19単位/日	38単位/日
利用定員が41人以上60人以下	11単位/日	22単位/日
利用定員が61人以上80人以下	8単位/日	16単位/日
利用定員が81人以上	6単位/日	12単位/日

2. 開所時間減算の見直し

（1）運営規程に定める営業時間（送迎のみを行う時間は含まない）が6時間未満の場合

- ①開所時間4時間未満 所定単位数の50%を算定
- ②開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の70%を算定

（2）短時間利用減算【新設】

- ①減算割合：所定単位数の70%を算定

②減算条件：

利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない）の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合（ただし、送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く）

3. リハビリテーション加算の見直し

(1) リハビリテーション加算 (I) 48 単位/日

※対象：頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されている者

(2) リハビリテーション加算 (II) 20 単位/日

※対象：加算 (I) に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されている者

4. 就労移行支援体制加算【新設】

生活介護の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、一般就労後6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設

利用定員が 20 人以下	42 単位/日
利用定員が 21 人以上 40 人以下	18 単位/日
利用定員が 41 人以上 60 人以下	10 単位/日
利用定員が 61 人以上 80 人以下	7 単位/日
利用定員が 81 人以上	6 単位/日

訓練系サービス（自立訓練【機能訓練・生活訓練】）

1. 対象者等の見直し

- (1) 訓練の対象者を限定している施行規則（機能訓練：身体障害者、生活訓練：知的障害者・精神障害者）を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能
- (2) 視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施できるよう見直し
- (3) 生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準を廃止

2. 生活訓練サービス費 (II) の見直し

- ①所要時間1時間未満 248 単位/日
- ②所要時間1時間以上 570 単位/日
- ③視覚障害者に対する専門的訓練 732 単位/日

3. リハビリテーション加算の見直し（機能訓練）

(1) リハビリテーション加算 (I) 48 単位/日

※対象：頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されている者

(2) リハビリテーション加算 (II) 20 単位/日

※対象：加算 (I) に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されている者

4. 個別計画訓練支援加算【新設】（生活訓練）

利用者の障害特性や生活環境等に応じて、社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算を創設 19 単位/日

5. 特別地域加算【新設】（機能訓練・生活訓練）

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問について、移動コストを勘案することとし、中山間地域等の居宅を訪問する際のコストを評価する加算を創設 +15/100

6. 就労移行支援体制加算【新設】（機能訓練・生活訓練）

自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、一般就労後6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設

加算区分	機能訓練の場合	生活訓練の場合
利用定員が 20 人以下	57 単位/日	54 単位/日
利用定員が 21 人以上 40 人以下	25 単位/日	24 単位/日
利用定員が 41 人以上 60 人以下	14 単位/日	13 単位/日
利用定員が 61 人以上 80 人以下	10 単位/日	9 単位/日
利用定員が 81 人以上	7 単位/日	7 単位/日

施設系サービス（施設入所支援）

1. 夜勤職員配置体制加算の見直し

夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げ

利用定員が 21 人以上 40 人以下	<u>60 単位/日</u>
利用定員が 41 人以上 60 人以下	<u>48 単位/日</u>
利用定員が 61 人以上	<u>39 単位/日</u>

2. 重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る算定要件の経過措置の延長

平成 27 年 3 月 31 日において従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けているが、当該研修の受講状況等を踏まえて当該経過措置を平成 31 年 3 月 31 日まで延長

3. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置については、経営実態調査の結果等を踏まえ、報酬上の見直しは行わないこと

障害児支援共通事項

1 各種減算の見直し

(1) サービス提供職員欠如減算

- ①指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ②減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定

※放課後等デイサービスについては、平成29年3月31日時点で現存していた事業所に対する配置すべき職員の経過措置（指導員又は保育士）が平成30年3月31日で期限が切れるため、平成30年4月以降は、現行基準（児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者で、うち半数以上が児童指導員又は保育士）を満たす職員を配置すること

(2) 児童発達支援管理責任者欠如減算

- ①指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ②減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定

※平成29年4月から実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援経験（3年以上）が必須化されているが、平成29年3月31日時点で現存していた事業所における1年間の経過措置が平成30年3月31日で期限が切れるため、平成30年4月以降は、現行基準を満たす児童発達支援管理責任者を配置すること

(3) 個別支援計画未作成減算

- ①個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定
- ②減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定

2 児童発達支援管理責任者の評価の見直し

児童発達支援管理責任者の配置については、基本報酬において評価することとし、児童発達支援管理責任者専任加算は廃止

3 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

変更点：公認心理師を新たに有資格者として評価 ※公認心理師：P99 参照

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15 単位/日

※児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上ある場合に加算

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10 単位/日

※児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上ある場合に加算

4 人員配置基準の見直し

医療的ケアを行う人材を幅広く確保する等の観点から、人員配置基準を見直し

●主として重症心身障害児を通わせる事業所

- ・看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）【以下「看護職員」】 1 以上
- ・機能訓練担当職員 1 以上

※ただし、機能訓練を行わない時間帯については配置しないことが可

※機能訓練担当職員は、児童発達支援センター、医療型児童発達支援を除く

●主として自閉症児を入所させる施設

- ・看護職員 おおむね障害児の数を 20 で除して得た数以上

●主として肢体不自由児を入所させる施設

- ・看護職員 1 人以上

5 食事提供体制加算の経過措置の取扱い（児童発達支援センター）

平成 29 年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算は、実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続きあり方を検討するため、今回の改定では継続

6 公立減算の取扱い

施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き減算の取り扱いを維持

7 地域区分の見直し（平成 30～32 年度）

現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7 区分から 8 区分への見直し

級地	該当市町
1 級地 (20%)	
2 級地 (16%)	
3 級地 (15%)	西宮市、芦屋市、宝塚市
4 級地 (12%)	神戸市、
5 級地 (10%)	尼崎市、伊丹市、川西市、三田市
6 級地 (6%)	明石市、猪名川町
7 級地 (3%)	姫路市、加古川市、三木市、赤穂市
8 級地 (0%)	上記以外の市町

障害児入所支援

1 障害児入所支援における共通事項

(1) 心理担当職員配置加算の見直し

公認心理師の資格を有する場合に更に 10 単位を加算※して評価

●福祉型障害児入所施設

イ 主に知的障害児に対する場合

定員に応じて 5 単位/日～102 単位/日 +10 単位※

ロ 主に自閉症児に対する場合

定員に応じて 13 単位/日～ 26 単位/日 +10 単位※

ハ 主に盲児又はろうあ児に対する場合

定員に応じて 10 単位/日～102 単位/日 +10 単位※

ニ 主に肢体不自由児に対する場合

定員に応じて 13 単位/日～ 20 単位/日 +10 単位※

●医療型障害児入所施設 26 単位/日 +10 単位※

2 福祉型障害児入所施設

(1) 看護師配置加算の見直し

●看護職員配置加算 (I)

指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）【以下「看護職員」】を 1 以上配置した場合に加算適用

●看護職員配置加算 (II)

次の (1) 又は (2) の施設基準のいずれかに該当する場合に加算適用

①自閉症児施設又は肢体不自由施設

指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を 1 以上配置し、別表の判定スコアを合算して8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

②知的障害児施設又は盲児若しくはろうあ児施設

指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を 2 以上配置し、別表の判定スコアを合算し、8 点以上である利用者の数が 5 名以上であること。

別表 判定スコア (スコア)

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1 回/時間以上の頻回の吸引 = 8
6 回/日以上以上の頻回の吸引) = 3
- (6) ネブライザー 6 回/日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管 (経鼻・胃ろう含む) = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (11) 継続する透析 (腹膜灌流を含む) = 8
- (12) 定期導尿 (3/日以上) = 5
- (13) 人工肛門 = 5

(2) 児童指導員等加配加算(1)の創設【新規】

指定入所基準に定める員数の従業者に加え、次の①又は②を1以上配置した場合に
加算適用

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士等
- ②児童指導員若しくは強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した従業者等

(3) グループホームや障害者入所施設等への移行支援の推進

グループホームや障害者入所施設等への移行支援を推進するため、地域移行加算の算定回数を拡充するとともに、福祉型障害児入所施設においては、平成33(2021)年3月31日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定可

現行	見直し後
500単位(退所前、退所後各1回) ※退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。 <u>ただし、当該障害児が退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては算定不可</u>	500単位(退所前2回、退所後1回) ※退所する障害児に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合に加算。 <u>なお、平成33(2021)年3月31日までの間は、他の社会福祉施設等に入所する場合であっても算定可</u>

3 医療型障害児入所施設

(1) 有期有目的入所の更なる評価

肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間集中訓練によって機能向上が図られていることなどから、有期有目的入所の推進のため、有期有目的入所に係る基本報酬の区分を見直し、更なる評価の実施

(2) 保育職員加配加算の創設【新規】

被虐待児の増加や養育困難な保護者への育児支援など質の高い支援を行う観点から、保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している施設を評価する加算を創設

20単位/日

障害児通所支援

1 障害児通所支援における共通事項

(1) 看護職員加配加算【新設】

児童発達支援又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業員の員数に加え、次のいずれかの施設基準に該当すること。

区分	厚生労働大臣が定める施設基準			
	重症心身障害児以外		重症心身障害児対象	
	児童発達支援 単位数表第1の1のイ、ロ又はニ		児童発達支援 単位数表第1の1のハ又はホ	
	放課後等デイサービス 単位数表第3の1のイ又はロ		放課後等デイサービス 単位数表第3の1のハ	
	看護職員	別表スコア	看護職員	別表スコア
イ 看護職員加配加算 (I)	1 以上配置	各項目のいずれかに該当する利用者数が1名以上	1 以上配置	該当項目のスコア合計8点以上の利用者数が5名以上
ロ 看護職員加配加算 (II)	2 以上配置	該当項目のスコア合計8点以上の利用者数が5名以上	2 以上配置	該当項目のスコア合計8点以上の利用者数が9名以上
ハ 看護職員加配加算 (III)	3 以上配置	該当項目のスコア合計8点以上の利用者数が9名以上	/	

(2) 送迎加算の拡充

※1：看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うため運転手に加え、職員を1以上配置して送迎を行った場合に更に加算

※2：事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、加算単位数の70%を算定

イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合 片道 54 単位/回
+37 単位/回 ※1

ロ 重症心身障害児の場合 片道 37 単位/回

(3) 医療連携体制加算の拡充

医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合の評価に、長時間支援を評価する区分を創設

区分	単位	適用要件
医療連携体制加算 (I)	500 単位/日	障害児1人かつ4時間未満の支援
医療連携体制加算 (II)	250 単位/日	障害児2人以上8人以下かつ4時間未満の支援
医療連携体制加算 (III)	500 単位/日	看護職員がたんの吸引等に係る指導のみを行った場合
医療連携体制加算 (IV)	100 単位/日	研修修了の介護職員等によるたんの吸引等実施の場合
医療連携体制加算 (V)	1,000 単位/日	障害児1人かつ4時間を超えて支援
医療連携体制加算 (VI)	500 単位/日	障害児2人以上8人以下かつ4時間を超えて支援

※看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可

(4) 指導員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

区分	児童指導員等加配加算（Ⅰ）	児童指導員等加配加算（Ⅱ）
共通要件	基準となる従業者の員数に加え、以下の①～③の者を1以上配置（※）の場合	基準となる従業者の員数及び児童指導員等加配加算（Ⅰ）に加え、以下の①～③の者を1以上配置（※）の場合
	①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士等（「理学療法士等」という。） ②児童指導員若しくは強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した従業者等（以下「児童指導員等」という。） ③その他従業者	
個別要件	児童発達支援 本加算区分のニ【児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合】の(1)又はこの(2)を算定の場合は、基準配置における児童指導員等又は保育士を2以上配置の場合に限る	○主に未就学児を支援する事業所 ○本加算区分(1)又は(2)を算定の場合は、基準配置における児童指導員等又は保育士を2以上配置の場合に限る ○個別支援計画未作成減算を算定している場合は加算不可
	放課後等デイサービス 本加算区分のイ【障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合】の(1)又はイの(2)を算定の場合は、基準配置における児童指導員等又は保育士を2以上配置の場合に限る	○授業の終了後の報酬区分1の1及び報酬区分1の2、休業日の区分1を算定する事業所 ○本加算区分(1)又は(2)を算定の場合は、基準配置における児童指導員等又は保育士を2以上配置の場合に限る ○個別支援計画未作成減算を算定している場合は加算不可

(※) 常勤換算で1以上（サービス提供時間に常時1以上の配置必須ではない）

【参考】放課後等デイサービスで障害児（重症心身障害児を除く）の支援した場合の加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）【同一の単位数】

区分	(1) 理学療法士等	(2) 児童指導員等	(3) その他従業者
定員 10 人以下	209 単位/日	155 単位/日	91 単位/日
定員 11 人以上 20 人以下	139 単位/日	103 単位/日	61 単位/日
定員 21 人以上	84 単位/日	62 単位/日	36 単位/日

(5) 特別支援加算の見直し

変更内容：職種の追加

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害

者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合 54 単位/日

(6) **強度行動障害児支援加算【新設】**（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価する加算を創設 155 単位/日

(7) **事業所内相談支援加算の見直し**

障害児を育てる家族等への支援の強化のため、事業所内相談支援加算の要件を緩和

現行	見直し後
相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合は <u>算定不可</u>	相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も <u>算定可</u> 。ただし、 <u>この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者から除外</u>

(8) **関係機関連携加算（1）の見直し**

（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充

現行	見直し後
障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、 <u>1年につき1回を限度として加算</u>	障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、 <u>1月につき1回を限度として加算</u>

(9) **保育・教育等移行支援加算【新設】**

障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算

※当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算不可

500 単位/回（1 回を限度）

(10) **欠席時対応加算の重症心身障害児に対する算定回数の拡充**

（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に 4 回まで加算

今回追加内容

ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む。）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1 月

の利用者数から定員に当該月の営業日に乗じた数を除して得た数が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定

(11) 自己評価結果等未公表減算【新設】（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

①趣旨

自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援（平成30年4月1日～）及び放課後等デイサービス（平成30年4月1日～）について、未公表の場合は、平成31年4月1日から減算を適用

②内容

自己評価結果等が未公表の場合、所定単位数の15%を減算

③基準省令に定める自己評価公表内容と公表方法

次のア～キに関する事項について、自ら評価を行うとともに、利用児の保護者による評価を受けて、その改善を図り、おむね一年に一回以上、評価及び改善の内容をインターネット等により公表しなければならない。

- ア 利用児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- イ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ウ 事業の用に供する設備及び備品等の状況
- エ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- オ 利用児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言等の実施状況
- カ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- キ サービス提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

※評価様式及び公表内容様式（ひな型）は、平成30年3月末までに通知予定（ただし、神戸市を除く）

2 児童発達支援

(1) 人員配置基準等の見直し

児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）の質の確保の観点から、①人員配置基準の見直し（現の指定事業所は、平成31年3月31日まで経過措置あり）、②自己評価結果等の公表を義務付け

現行	見直し後
指導員又は保育士	<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u> <u>※うち半数以上が児童指導員又は保育士であること</u>

(2) 基本報酬の区分の創設

児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）の基本報酬について、主に小学校就学前の障害児（未就学児）を支援する場合（小学校就学前の障害児の数が、就学児を除く障害児を含めた障害児全体の数の70%以上）とそれ以外の場合の区分を創設

加算区分	主に未就学時を支援	左記以外
利用定員が 10 人以下	827 単位/日	703 単位/日
利用定員が 11 人以上 20 人以下	567 単位/日	465 単位/日
利用定員が 21 人以上	433 単位/日	360 単位/日

3 医療型児童発達支援

(1) 保育職員加配加算の拡充

単位	適用要件
50 単位/日	医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算
+22 単位	定員 21 人以上の医療型児童発達支援事業所については、更に 1 名加配した場合も評価

4 放課後等デイサービス

(1) 放課後等デイサービスの適切な評価

①見直し概要

- 現在一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した判定指標（以下「指標」P117 参照）に基づく報酬区分を設定
- 授業終了後に提供する場合に、1 日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定
- 経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬の一定の適正化

区分		指標該当	それ以外
イ 授業の 終了後	サービス提供時間が 3 時間以上	(1) 区分 1 の 1	(3) 区分 2 の 1
	サービス提供時間が 3 時間未満	(2) 区分 1 の 2	(4) 区分 2 の 2
ロ 休業日		(1) 区分 1	(2) 区分 2

②報酬区分イ（1）、（2）又はロ（1）の算定

●指標の該当の有無の判定方法

次の A 及び B を合計した当該年度の前年度の利用者延べ人数の障害児数が、障害児全体の数 C の 50% 以上（割合算出は小数点第 2 位以下を切り上げ）であること。

A：食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児

B：指標に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ 同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上である障害児

C：当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数

●報酬区分の導入当初の措置

平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定し、導入後3か月経過後は、3か月における障害児の延べ人数により算出

●多機能型事業所における報酬区分

障害児の数を合算するのではなく、それぞれのサービスにおける障害児の利用延べ人数により算出（例えば、児童発達支援4名、放課後等デイサービス6名の多機能型事業所の場合、6名のうちの指標該当児の割合により、報酬区分を算定）

●報酬区分の変更

増改築等の特段の事情がない限り当該年度末まで同じ報酬区分を算定

●指標の該当の有無の判定の経過措置

平成30年4月以降分の支給決定（更新含む）された場合には、指標の該当の有無については、受給者証に記載されるが、支給決定期間が更新されるまで（ただし平成31年3月31日まで）に限り、指標の判定に準ずる状態として市町が認めた場合も指標該当児とみなされること

※ 指標の判定に準ずる状態として市町村が認めた場合の例

- 1) 行動援護（障害者総合支援法第5条に基づく行動援護）の利用者である場合は指標の対象児とみなすこと。
- 2) 5領域11項目の調査（障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日障発0330第14号障害保健福祉部長通知）において、把握している状態に基づき次の①又は②に該当する場合は指標の対象児とみなすこと。
 - ①食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合
 - ②行動障害および精神症状において、(1)～(3)のうち「ほぼ毎日」又は「週に1回以上」が1項目以上かつ(4)～(7)のうち「ほぼ毎日」が2項目以上の場合

※該当事業所は、利用児の居住地市町障害児担当課に利用時情報の照会（様式は任意で、事業所利用者氏名、保護者氏名、生年月日、住所及び判定欄（空欄）等を一覧表）依頼すること

※体制等に関する届出の提出が必要となる予定（様式は後日提示）

5 保育所等訪問支援

(1) 訪問先対象の拡大

乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、認定こども園（保育所又は幼稚園であるものを除く）、その他児童が集団生活を営む施設として市町が認めたもの（放課後児童クラブなど）

(2) 訪問支援員特別加算の拡充

現行	見直し後
375 単位/日	679 単位/日 <u>※看護職員を算定対象に追加</u>

(3) 初回加算【新設】

新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算

200 単位/月

(4) 家庭連携加算【新設】

障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、月に2回を限度として加算

イ:所要時間1時間未満 187 単位/回

ロ:所要時間1時間以上 280 単位/回

(5) 同一日に複数支援した場合の減算の見直し

現行	見直し後
同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合に所定単位数の100分の93を減算	同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合に所定単位数の100分の93を減算

6 居宅訪問型児童発達支援

(1) サービスの対象者

①人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むために医療を要する状態にある場合

②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児

※対象年齢は小学校就学前に限らず、満18歳に達するまで利用可能

【外出が困難と考えられる事例】

○各種手帳の重度判定（身体障害者手帳1・2級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当）を基本とし、重度の精神障害の状態にあり自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難である障害児

○人工呼吸器の装着等により、通所に耐えうる状態ではない障害児（通所可能な範囲に、医療的ケアが必要な障害児を支援する事業所がない場合等）

○重症の先天性免疫不全症、肺疾患、心疾患等がある場合であって、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高くそのために外出が困難である障害児

※単なる見守りや送迎者の不在など障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須（障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案の提出を必須）とし、医師の診断書や児童相談所の意見書など、客観的な評価を求めること。

(2) 支援回数

対象者は、著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安
ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではないものとする

(3) 職員配置

- ①訪問支援員：事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- ②児童発達支援管理責任者：1以上

※訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者

(4) 基本報酬の設定

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位

(5) 訪問支援員特別加算

障害児の支援経験がある専門性の高い次の①又は②の職員を配置して訪問支援を行う場合に評価 679単位/回

(加算対象者)

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員であつて、障害児支援の経験が5年以上
- ②障害児支援の経験が10年以上

(6) 特別地域加算

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設 +15/100

(7) 通所施設移行支援加算

居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助や連絡調整を評価する加算を創設 500単位/回(1回を限度)

(8) 利用者負担上限額管理加算

利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設 150単位/回(月1回を限度)

放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標 (案)

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児

※項目の判断基準は障害支援区分の取扱いに準ずる

【別表】

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の場であればコミュニケーションできる ○全面以外の方法でコミュニケーションできる	○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない
図解の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
異食行動	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
多動・行動停止	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
不安定な行動	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
自らを傷つける行為	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
他人を傷つける行為	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
不適切な行為	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
突発的な行動	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
過食・長すぎる等	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
てんかん	○年1回以上	○月に1回以上	○週1回以上
そろうつ状態	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
反復的行動	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
対人関係の不安感、集団生活への不適応	○支障が不要 ○者に支障が必要 ○月に1回以上の支障が必要	○週に1回以上の支障が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支障が必要
読み書き	○支障が不要	○部分的な支障が必要	○全面的な支障が必要

(参考) 5領域11項目

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害および精神症状	・ほぼ毎日 (週5日以上) の支援や配慮等が必要 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査直前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査直前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。 調査直前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査直前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

その他留意事項

1 身体拘束等の禁止について

基準省令に定める「身体拘束等の禁止」を遵守すること。

なお、障害者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、緊急やむを得ず（※）身体拘束を行う場合は、①身体拘束の実施について、担当職員の判断ではなく、事業所全体（関係者で構成する会議等）で決定すること ②必ず家族への説明及び同意を得ること、③身体拘束の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録（記録保存期間：5年）するなど、適正実施すること。

※緊急やむを得ない場合に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること

2 事故発生時の対応について

事故等が発生した場合には、基準省令に定める「自己発生時の対応」を遵守するとともに、県HP掲載の「障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」により、所定の様式により市町に対して直ちに報告するとともに、報告後も事故が継続している場合には、適宜報告すること。

また、速やかに事故原因の発見に努め、改善策を講じた体制を整備すること。

（報告の範囲）①サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生

②食中毒及び感染症等の発生

③職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生 等

3 災害時における支援体制の構築について

最近頻発している風水害や近い将来に想定される南海トラフ地震等に日頃から備える必要があり、また、阪神淡路大震災の教訓から、大規模な災害が発生すれば、施設等のサービス提供は著しく困難な状況となり、また、復旧までに相当の長期間を要することとなるため、基準省令に定める「非常災害対策」を遵守するとともに、災害が起こった後の、1日も早い復旧に向けて、利用者の安全確保や介護サービス等の早期再開に向けた取り組みができるよう、別添「福祉事業所における事業継続計画（BCP）について」を参考に、事業継続計画についても検討すること（別添1【P120】参照）。

4 事業所の適正運営について

今年度に入り、本県（神戸市を除く）において、不正請求等を理由として4法人8事業所の行政処分（指定取消処分）を行った。不正が発覚した場合は、厳正な対処を行うので、別添2（P123）の事務連絡とおり事業所の適正運営を行うこと。

福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定について

1 事業継続計画とは

地震や風水害、新型インフルエンザなどの感染症の流行といった緊急事態に対して、重要な事業を継続、または早期に復旧するために、予め準備しておく計画です。

大規模地震が発生すると、経営資源（ヒト〈職員〉、モノ〈施設や設備〉、カネ〈資金〉、情報といった法人を運営するのに欠かせないもの）を通常時のように利用できなくなります。限られた経営資源の中で、法人の中の事業のうち、継続する必要がある事業と休止する事業に振り分け、継続する事業においても、継続する業務と休止する業務に分けます。継続する業務については、被害を受けても実施できるように対策を講じておくことで、緊急事態が発生しても業務を続けられます。

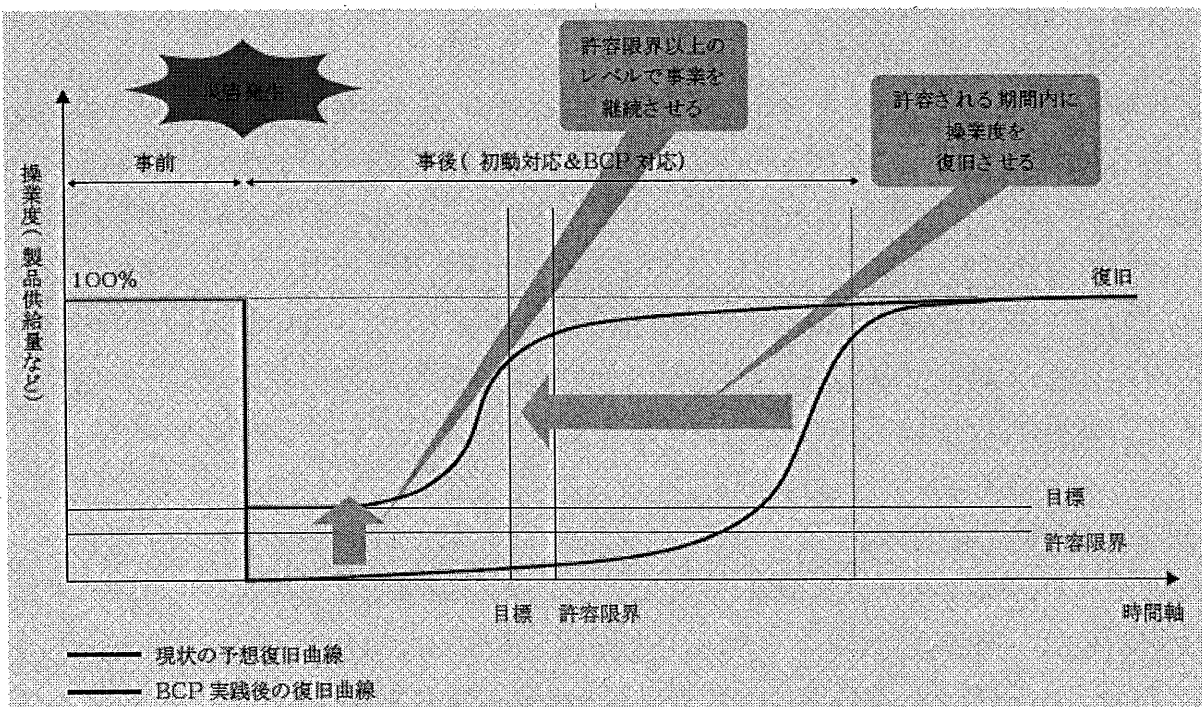
2 事業継続計画の策定効果

下表は、事業継続計画を策定して実践している場合とそうでない場合で、災害が発生してから時間の経過とともに操業度（製品供給量、サービス提供量など）がそれぞれどのように回復していくのかを表したものです。

事業継続計画を策定していない法人（青線）では、災害が発生すると操業度がゼロになってしまい、その後もしばらく低い水準が続き、サービスの利用者がサービスの提供を求める最低限の水準（操業度に関わる許容限界）を下回り、また、サービス提供の復旧を待つことのできる時間（許容される期間、時間に関わる許容限界）よりも長く復旧に時間を要しています。

一方、事業継続計画を実践している法人（赤線）では、災害が発生しても操業度が許容限界を上回る水準を維持しているとともに、許容される期間よりも早く操業度が復旧します。

事業継続計画を策定し実践していくことで、青線を赤線に近づけていくことを目指します。



3 事業計画の策定・運用の流れ

事業継続計画は、次の図表のような流れで策定・運用していきます。

I. 事業継続方針の検討

法人全体における事業継続計画の基本となる方針を検討します。この方針は、以下の具体的な計画検討の指針になります。



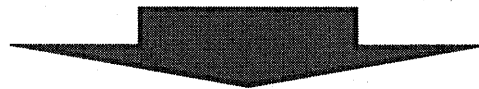
II. 想定する緊急事態とその被害想定

どのような緊急事態に対応するのかを決め、その緊急事態が発生すると、職員、施設、設備といった経営資源やライフラインにどのような被害が出るのかを想定します。



III. 重要な事業の選定と目標復旧時間の決定

法人の実施する事業のうち、緊急事態が発生したときに優先的に継続または早期復旧していく重要な事業を選び、その事業の目標とする復旧時間（目標復旧時間）を決めます。



IV. 目標復旧時間内での復旧可能性の検討

重要な事業で実施されている業務を洗い出し、その業務に用いられる経営資源が何かを特定します。洗い出された経営資源が、IIで想定した被害想定にあてはめて、どれだけの被害を受けるかを検討します。検討の結果、優先度の高い業務を継続、または目標とする復旧時間内に復旧することができるかどうか、どの程度の水準で業務を実施するのかを検討します。



V. 重要な事業の継続や早期復旧対策の検討

継続しなければならないのに継続できない業務や、目標復旧時間内に復旧できないと判断された業務について、どのようにして、継続、または目標復旧時間内に復旧するのか検討をします。



VI. 事業継続計画の文書化

初動対応マニュアルや事業継続計画書として文書にまとめ、あわせて、Vで検討した今後行う対策についてもリスト化し、実施管理します。



VII. 事業継続計画の周知・徹底

まとめた事業継続計画の内容を職員に教育や訓練をして周知、徹底することで、緊急事態発生時に的確に対応することができるようにします。



VIII. 事業継続計画の点検・見直し

事業継続計画の点検や見直しを行うことで、いざという時に本当に役に立つ事業継続計画とします。

4 事業継続計画における地域との連携や同業者間連携

緊急事態発生時の限られた経営資源で運営をしなければならない状況では、地域との連携や同業者間の連携は大変有効になります。

下表のように情報のやりとりや経営資源の融通などにより不足する経営資源を補うことができ、また、可能であるならば地域貢献活動を行い共助を担うことで地域との関係が深まりますので、事業継続計画の策定にあたり、地域や同業者間の連携についても検討してください。

	事業継続計画で想定すること	
	地域・同業者から法人へ	法人から地域・同業者へ
民生委員や自治会	緊急時の安否などの情報のやりとり	
地域内の同業の福祉事業所	緊急時の利用者の受入れ	
離れた場所にある福祉事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・要員が不足する場合の応援 ・支援物資の受領 	<ul style="list-style-type: none"> ・代替生産の引受け
地域内の取引先	必要物資の融通	
地域住民	ボランティアによる応援	炊出しなどの地域貢献活動
行政	情報の共有	

5 策定に向けた取り組み

緊急事態が発生しても重要な事業を継続または早期復旧するためには、「必要な経営資源を確保すること」「意思決定や行動に必要な情報の入手と伝達ができること」「的確な意思決定と迅速な行動をとること」が重要です。

これらが実践できるよう、厚生労働省が実施した平成23年度社会福祉推進事業で「株式会社浜銀総合研究所」が委託事業として作成した下記の文献を参考に、事業継続計画の早期策定をお願いします。

- 「福祉事業所における事業継続計画(BCP)策定ガイドライン」災害に強い事業所づくり～利用者へのサービスを維持するための地域との連携のあり方～
- 突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画策定とその普及事業報告書

障支第 1165 号の 3
平成 30 年 3 月 9 日

障害福祉サービス事業者
様
障害児通所支援事業者

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者の指定取消事案の
発生について（通知）

標記のことについて、朝来市に所在する生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型及び放課後等デイサービスを行っている事業者に対して平成 30 年 3 月 31 日付けで指定取消を行うこととしております。

指定取消の主な理由として、

- ①利用者に対して、基準省令の定めに従った指導・訓練を行っていないにもかかわらず、行ったものとして関連報酬を不正請求
- ②サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者について常勤専従での勤務実態がないにもかかわらず、関連報酬を不正請求
- ③個別支援計画の作成業務など児童発達支援管理責任者やサービス管理責任者が果たすべき一連の責務を全く行わなかったにもかかわらず、関連報酬を不正請求
を行ったものです。

今後とも、このような不正な運営が認められた場合は、関係市町と連携を図りながら厳正な対処を行いますので、各事業者におかれましては、下記に十分ご留意いただき、適正な運営を行うようお願いします。

記

- 1 サービス提供に必要とされる従業者を確保して、従業者の業務関係を明確にして適正な勤務体制によるサービス提供を行うとともに、従業員に関する雇用関係手続きや記録（出勤簿等）を適正に行うこと。
- 2 サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者は、基準省令で定められた責務を遵守すること。
- 3 提供したサービス内容については、提供の都度、具体的に記録を行うこと。
- 4 上記 1、2 及び 3 に基づき、適正に報酬請求を行い、会計処理すること。
- 5 利用者からの苦情には真摯に対応するとともに、身体拘束の禁止及び虐待等の禁止には万全を期すこと。
- 6 非常災害時や不審者侵入等利用者の安全確保に努めるとともに、事故等が発生した場合には所定の様式 2 より速やかに市町に報告すること（いずれも県 HP の「障害福祉サービス・障害者支援」で詳細を掲載しているので、確認されたい）。

新規指定における総量規制の導入（神戸市を除く）

1 背景

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、事業所数については児童発達支援については対前年比3割近く、放課後等デイサービスについては対前年比4割近く増加している。今後、事業者数が同様に増加していくと地域によっては支援量が利用者のニーズを超える可能性が見込まれること。

2 総量規制の対象サービス

児童発達支援及び放課後等デイサービス

※関係条文:児童福祉法第21条の5の15第2項

放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援に係る第21条の5の3第1項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

3 第5期障害福祉推進計画での位置づけ ※同計画本文P36に以下のとおり記載

新規参入の多い児童発達支援や放課後等デイサービスについては、職員研修の充実や利用者が良質なサービスを選択できる情報公表の実施等による事業所の質の向上を図ります。また、市町計画に定めるサービスの必要な量に達した場合は、市町からの意見を踏まえ、必要な量や質と事業所の新規指定とで調整を行う（ただし、神戸市を除く）ことなどにより、事業所の適正な運営・確保を推進します。

4 具体的な手続き

※現時点案

※詳細は4月上旬に県HP「障害児通所支援事業の指定申請（指定更新申請）手続き」に掲載予定

(1) 指定の具体的な取り扱い

市町計画に定める各年度の児童発達支援及び放課後等デイサービスの延利用者数（以下「目標値」）に達したと判明した以降の指定分について、指定できない。

(2) 実施方法

平成30年7月指定（5月15日までの受付分）から、新規指定の場合、申請書の添付書類として「障害児通所支援事業指定に係る市町意見書」を提出する。

(3) 意見書提出までの手続き等

新規指定予定事業所は、事前ヒアリングまでに、事業所開設地の市町担当課あて、当該事業所が指定を受ける場合に市町障害児福祉計画における該当年度の目標値の範囲内かどうかを確認願いたい。

この確認を踏まえ、事前ヒアリングの際に、「障害児通所支援事業指定に係る市町意見書」様式を交付するので、再度、市町担当課に意見書の作成を依頼願いたい（当該意見書の提出は、申請書提出後となっても差し支えない）。

指導員加配加算の見直し等について

現行	見直し後												
<p>○指導員加配加算</p> <p>1. 児童発達支援</p> <p>常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員(以下「児童指導員等」という。)又は指導員(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除き、イを算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。</p> <p>● 児童発達支援センターの場合 (新設)</p>	<p>○児童指導員等加配加算(Ⅰ)</p> <p>1. 児童発達支援</p> <p>常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下「理学療法士等」という。)又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(Ⅱ(1)及びⅡ(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>Ⅱ 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(Ⅲ又はⅣに該当する場合を除く。)</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>(一) 利用定員が30人以下の場合</td><td>70単位</td></tr> <tr><td>(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>60単位</td></tr> <tr><td>(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合</td><td>46単位</td></tr> <tr><td>(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合</td><td>38単位</td></tr> <tr><td>(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合</td><td>32単位</td></tr> <tr><td>(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合</td><td>28単位</td></tr> </table>	(一) 利用定員が30人以下の場合	70単位	(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位	(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	46単位	(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	38単位	(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	32単位	(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	28単位
(一) 利用定員が30人以下の場合	70単位												
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位												
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	46単位												
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	38単位												
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	32単位												
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	28単位												

	<p>(七) 利用定員が81人以上の場合</p> <p>25単位</p> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>(一) 利用定員が30人以下の場合</td><td>52単位</td></tr> <tr><td>(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>44単位</td></tr> <tr><td>(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合</td><td>34単位</td></tr> <tr><td>(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合</td><td>28単位</td></tr> <tr><td>(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合</td><td>24単位</td></tr> <tr><td>(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合</td><td>21単位</td></tr> <tr><td>(七) 利用定員が81人以上の場合</td><td>18単位</td></tr> </table> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>(一) 利用定員が30人以下の場合</td><td>30単位</td></tr> <tr><td>(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>26単位</td></tr> <tr><td>(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合</td><td>20単位</td></tr> <tr><td>(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合</td><td>17単位</td></tr> <tr><td>(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合</td><td>14単位</td></tr> <tr><td>(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合</td><td>12単位</td></tr> <tr><td>(七) 利用定員が81人以上の場合</td><td>11単位</td></tr> </table> <p>Ⅲ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>(一) 利用定員が20人以下の場合</td><td>105単位</td></tr> <tr><td>(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合</td><td>84単位</td></tr> <tr><td>(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>60単位</td></tr> <tr><td>(四) 利用定員が41人以上の場合</td><td>46単位</td></tr> </table> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>(一) 利用定員が20人以下の場合</td><td>77単位</td></tr> <tr><td>(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合</td><td>62単位</td></tr> <tr><td>(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>44単位</td></tr> <tr><td>(四) 利用定員が41人以上の場合</td><td>34単位</td></tr> </table> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>(一) 利用定員が20人以下の場合</td><td>45単位</td></tr> <tr><td>(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合</td><td>36単位</td></tr> <tr><td>(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合</td><td>26単位</td></tr> <tr><td>(四) 利用定員が41人以上の場合</td><td>10単位</td></tr> </table>	(一) 利用定員が30人以下の場合	52単位	(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位	(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	34単位	(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	28単位	(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	24単位	(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	21単位	(七) 利用定員が81人以上の場合	18単位	(一) 利用定員が30人以下の場合	30単位	(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位	(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位	(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	17単位	(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位	(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位	(七) 利用定員が81人以上の場合	11単位	(一) 利用定員が20人以下の場合	105単位	(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	84単位	(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位	(四) 利用定員が41人以上の場合	46単位	(一) 利用定員が20人以下の場合	77単位	(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	62単位	(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位	(四) 利用定員が41人以上の場合	34単位	(一) 利用定員が20人以下の場合	45単位	(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	36単位	(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位	(四) 利用定員が41人以上の場合	10単位
(一) 利用定員が30人以下の場合	52単位																																																				
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位																																																				
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	34単位																																																				
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	28単位																																																				
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	24単位																																																				
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	21単位																																																				
(七) 利用定員が81人以上の場合	18単位																																																				
(一) 利用定員が30人以下の場合	30単位																																																				
(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位																																																				
(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	20単位																																																				
(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	17単位																																																				
(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	14単位																																																				
(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	12単位																																																				
(七) 利用定員が81人以上の場合	11単位																																																				
(一) 利用定員が20人以下の場合	105単位																																																				
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	84単位																																																				
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	60単位																																																				
(四) 利用定員が41人以上の場合	46単位																																																				
(一) 利用定員が20人以下の場合	77単位																																																				
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	62単位																																																				
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	44単位																																																				
(四) 利用定員が41人以上の場合	34単位																																																				
(一) 利用定員が20人以下の場合	45単位																																																				
(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	36単位																																																				
(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	26単位																																																				
(四) 利用定員が41人以上の場合	10単位																																																				

<p>● 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合</p> <p>イ 児童指導員等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 利用定員が10人以下の場合</td><td>195単位</td></tr> <tr><td>(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td><td>130単位</td></tr> <tr><td>(3) 利用定員が21人以上の場合</td><td>78単位</td></tr> </table> <p>ロ 指導員を配置する場合</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 利用定員が10人以下の場合</td><td>183単位</td></tr> <tr><td>(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td><td>122単位</td></tr> <tr><td>(3) 利用定員が21人以上の場合</td><td>73単位</td></tr> </table> <p>● 児童発達支援センター以外で重症心身障害児を支援する場合（新設）</p>	(1) 利用定員が10人以下の場合	195単位	(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	130単位	(3) 利用定員が21人以上の場合	78単位	(1) 利用定員が10人以下の場合	183単位	(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	122単位	(3) 利用定員が21人以上の場合	73単位	<p>ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 理学療法士等を配置する場合</td><td></td></tr> <tr><td> (一) 利用定員が20人以下の場合</td><td>105単位</td></tr> <tr><td> (二) 利用定員が21人以上の場合</td><td>84単位</td></tr> <tr><td>(2) 児童指導員等を配置する場合</td><td></td></tr> <tr><td> (一) 利用定員が20人以下の場合</td><td>77単位</td></tr> <tr><td> (二) 利用定員が21人以上の場合</td><td>62単位</td></tr> <tr><td>(3) その他の従業者を配置する場合</td><td></td></tr> <tr><td> (一) 利用定員が20人以下の場合</td><td>45単位</td></tr> <tr><td> (二) 利用定員が21人以上の場合</td><td>36単位</td></tr> </table> <p>ニ 児童発達支援センター以外で障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 理学療法士等を配置する場合</td><td></td></tr> <tr><td> (一) 利用定員が10人以下の場合</td><td>209単位</td></tr> <tr><td> (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td><td>139単位</td></tr> <tr><td> (三) 利用定員が21人以上の場合</td><td>84単位</td></tr> <tr><td>(2) 児童指導員等を配置する場合</td><td></td></tr> <tr><td> (一) 利用定員が10人以下の場合</td><td>155単位</td></tr> <tr><td> (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td><td>103単位</td></tr> <tr><td> (三) 利用定員が21人以上の場合</td><td>62単位</td></tr> <tr><td>(3) その他の従業者を配置する場合</td><td></td></tr> <tr><td> (一) 利用定員が10人以下の場合</td><td>91単位</td></tr> <tr><td> (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td><td>61単位</td></tr> <tr><td> (三) 利用定員が21人以上の場合</td><td>36単位</td></tr> </table> <p>ホ 児童発達支援センター以外で重症心身障害児を支援する場合</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 理学療法士等を配置する場合</td><td></td></tr> <tr><td> (一) 利用定員が5人の場合</td><td>418単位</td></tr> <tr><td> (二) 利用定員が6人の場合</td><td>348単位</td></tr> <tr><td> (三) 利用定員が7人の場合</td><td>299単位</td></tr> </table>	(1) 理学療法士等を配置する場合		(一) 利用定員が20人以下の場合	105単位	(二) 利用定員が21人以上の場合	84単位	(2) 児童指導員等を配置する場合		(一) 利用定員が20人以下の場合	77単位	(二) 利用定員が21人以上の場合	62単位	(3) その他の従業者を配置する場合		(一) 利用定員が20人以下の場合	45単位	(二) 利用定員が21人以上の場合	36単位	(1) 理学療法士等を配置する場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位	(2) 児童指導員等を配置する場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位	(3) その他の従業者を配置する場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位	(1) 理学療法士等を配置する場合		(一) 利用定員が5人の場合	418単位	(二) 利用定員が6人の場合	348単位	(三) 利用定員が7人の場合	299単位
(1) 利用定員が10人以下の場合	195単位																																																														
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	130単位																																																														
(3) 利用定員が21人以上の場合	78単位																																																														
(1) 利用定員が10人以下の場合	183単位																																																														
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	122単位																																																														
(3) 利用定員が21人以上の場合	73単位																																																														
(1) 理学療法士等を配置する場合																																																															
(一) 利用定員が20人以下の場合	105単位																																																														
(二) 利用定員が21人以上の場合	84単位																																																														
(2) 児童指導員等を配置する場合																																																															
(一) 利用定員が20人以下の場合	77単位																																																														
(二) 利用定員が21人以上の場合	62単位																																																														
(3) その他の従業者を配置する場合																																																															
(一) 利用定員が20人以下の場合	45単位																																																														
(二) 利用定員が21人以上の場合	36単位																																																														
(1) 理学療法士等を配置する場合																																																															
(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位																																																														
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位																																																														
(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位																																																														
(2) 児童指導員等を配置する場合																																																															
(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位																																																														
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位																																																														
(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位																																																														
(3) その他の従業者を配置する場合																																																															
(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位																																																														
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位																																																														
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位																																																														
(1) 理学療法士等を配置する場合																																																															
(一) 利用定員が5人の場合	418単位																																																														
(二) 利用定員が6人の場合	348単位																																																														
(三) 利用定員が7人の場合	299単位																																																														

<p>2. 放課後等デイサービス</p> <p>常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イを算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、重症心身障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。重症心身</p>	<table border="0"> <tr><td>(四) 利用定員が8人の場合</td><td>261単位</td></tr> <tr><td>(五) 利用定員が9人の場合</td><td>232単位</td></tr> <tr><td>(六) 利用定員が10人の場合</td><td>209単位</td></tr> <tr><td>(七) 利用定員が11人以上の場合</td><td>139単位</td></tr> <tr><td>(2) 児童指導員等を配置する場合</td><td></td></tr> <tr><td> (一) 利用定員が5人の場合</td><td>309単位</td></tr> <tr><td> (二) 利用定員が6人の場合</td><td>258単位</td></tr> <tr><td> (三) 利用定員が7人の場合</td><td>221単位</td></tr> <tr><td> (四) 利用定員が8人の場合</td><td>193単位</td></tr> <tr><td> (五) 利用定員が9人の場合</td><td>172単位</td></tr> <tr><td> (六) 利用定員が10人の場合</td><td>155単位</td></tr> <tr><td> (七) 利用定員が11人以上の場合</td><td>103単位</td></tr> <tr><td>(3) その他の従業者を配置する場合</td><td></td></tr> <tr><td> (一) 利用定員が5人の場合</td><td>182単位</td></tr> <tr><td> (二) 利用定員が6人の場合</td><td>152単位</td></tr> <tr><td> (三) 利用定員が7人の場合</td><td>130単位</td></tr> <tr><td> (四) 利用定員が8人の場合</td><td>114単位</td></tr> <tr><td> (五) 利用定員が9人の場合</td><td>101単位</td></tr> <tr><td> (六) 利用定員が10人の場合</td><td>91単位</td></tr> <tr><td> (七) 利用定員が11人以上の場合</td><td>61単位</td></tr> </table> <p>2. 放課後等デイサービス</p> <p>常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イ(1)又はイ(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、</p>	(四) 利用定員が8人の場合	261単位	(五) 利用定員が9人の場合	232単位	(六) 利用定員が10人の場合	209単位	(七) 利用定員が11人以上の場合	139単位	(2) 児童指導員等を配置する場合		(一) 利用定員が5人の場合	309単位	(二) 利用定員が6人の場合	258単位	(三) 利用定員が7人の場合	221単位	(四) 利用定員が8人の場合	193単位	(五) 利用定員が9人の場合	172単位	(六) 利用定員が10人の場合	155単位	(七) 利用定員が11人以上の場合	103単位	(3) その他の従業者を配置する場合		(一) 利用定員が5人の場合	182単位	(二) 利用定員が6人の場合	152単位	(三) 利用定員が7人の場合	130単位	(四) 利用定員が8人の場合	114単位	(五) 利用定員が9人の場合	101単位	(六) 利用定員が10人の場合	91単位	(七) 利用定員が11人以上の場合	61単位
(四) 利用定員が8人の場合	261単位																																								
(五) 利用定員が9人の場合	232単位																																								
(六) 利用定員が10人の場合	209単位																																								
(七) 利用定員が11人以上の場合	139単位																																								
(2) 児童指導員等を配置する場合																																									
(一) 利用定員が5人の場合	309単位																																								
(二) 利用定員が6人の場合	258単位																																								
(三) 利用定員が7人の場合	221単位																																								
(四) 利用定員が8人の場合	193単位																																								
(五) 利用定員が9人の場合	172単位																																								
(六) 利用定員が10人の場合	155単位																																								
(七) 利用定員が11人以上の場合	103単位																																								
(3) その他の従業者を配置する場合																																									
(一) 利用定員が5人の場合	182単位																																								
(二) 利用定員が6人の場合	152単位																																								
(三) 利用定員が7人の場合	130単位																																								
(四) 利用定員が8人の場合	114単位																																								
(五) 利用定員が9人の場合	101単位																																								
(六) 利用定員が10人の場合	91単位																																								
(七) 利用定員が11人以上の場合	61単位																																								

障害児に対して支援を行う場合は、算定しない。		利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
● 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合		イ 障害児（重症心身障害児を除く）を支援する場合	
イ 児童指導員等を配置する場合		(1) 理学療法士等を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	195単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	130単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	78単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位
ロ その他の従業者を配置する場合		(2) 児童指導員等を配置する場合	
(1) 利用定員が10人以下の場合	183単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	122単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
(3) 利用定員が21人以上の場合	73単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位
● 重症心身障害児を支援する場合 (新設)		(3) その他の従業者を配置する場合	
		(一) 利用定員が10人以下の場合	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	
		ロ 重症心身障害児を支援する場合	
		(1) 理学療法士等を配置する場合	
		(一) 利用定員が5人の場合	
		(二) 利用定員が6人の場合	
		(三) 利用定員が7人の場合	
		(四) 利用定員が8人の場合	
		(五) 利用定員が9人の場合	
		(六) 利用定員が10人の場合	
		(七) 利用定員が11人以上の場合	
		(2) 児童指導員等を配置する場合	
		(一) 利用定員が5人の場合	
		(二) 利用定員が6人の場合	
		(三) 利用定員が7人の場合	
		(四) 利用定員が8人の場合	
		(五) 利用定員が9人の場合	
		(六) 利用定員が10人の場合	
		(七) 利用定員が11人以上の場合	

3. 福祉型障害児入所施設 (新設)		(3) その他の従業者を配置する場合	
		(一) 利用定員が5人の場合	
		(二) 利用定員が6人の場合	
		(三) 利用定員が7人の場合	
		(四) 利用定員が8人の場合	
		(五) 利用定員が9人の場合	
		(六) 利用定員が10人の場合	
		(七) 利用定員が11人以上の場合	
		3. 福祉型障害児入所施設	
		常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）又は児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
		イ 理学療法士等を配置する場合	
		(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
		(一) 入所定員が10人以下の場合	
		(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	
		(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	
		(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	
		(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	
		(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	
		(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	
		(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	
		(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	
		(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	
		(十一) 入所定員が101人以上120人以下の場合	

	(十二) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	12 単位
	(十三) 入所定員が 131 人以上 150 人以下の場合	11 単位
	(十四) 入所定員が 151 人以上 180 人以下の場合	9 単位
	(十五) 入所定員が 181 人以上の場合	8 単位
	(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 40 人以下の場合	38 単位
	(二) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	34 単位
	(三) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
	(四) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位
	(五) 入所定員が 71 人以上の場合	20 単位
	(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 入所定員が 5 人以上 10 人以下の場合	151 単位
	(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	101 単位
	(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	61 単位
	(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	43 単位
	(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	34 単位
	(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
	(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位
	(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	20 単位
	(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	18 単位
	(十) 入所定員が 91 人以上の場合	16 単位
	(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 50 人以下の場合	30 単位
	(二) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	28 単位
	(三) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	23 単位
	(四) 入所定員が 71 人以上の場合	20 単位
	□ 児童指導員等を配置する場合	
	(1) 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 10 人以下の場合	112 単位
	(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	75 単位
	(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	45 単位
	(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	32 単位

	(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	25 単位
	(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
	(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位
	(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	15 単位
	(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	13 単位
	(十) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	12 単位
	(十一) 入所定員が 101 人以上 120 人以下の場合	10 単位
	(十二) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	9 単位
	(十三) 入所定員が 131 人以上 150 人以下の場合	8 単位
	(十四) 入所定員が 151 人以上 180 人以下の場合	7 単位
	(十五) 入所定員が 181 人以上の場合	6 単位
	(2) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 40 人以下の場合	28 単位
	(二) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	25 単位
	(三) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
	(四) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位
	(五) 入所定員が 71 人以上の場合	15 単位
	(3) 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合	
	(一) 入所定員が 5 人以上 10 人以下の場合	112 単位
	(二) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	75 単位
	(三) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	45 単位
	(四) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	32 単位
	(五) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	25 単位
	(六) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
	(七) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位
	(八) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	15 単位
	(九) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	13 単位
	(十) 入所定員が 91 人以上の場合	12 単位
	(4) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
	(一) 入所定員が 50 人以下の場合	22 単位
	(二) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	20 単位
	(三) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	17 単位

(新設)	<p>(四) 入所定員が71人以上の場合 15単位</p> <p>○児童指導員等加配加算(Ⅱ)</p> <p>1. 児童発達支援</p> <p>主に未就学児を支援する指定児童発達支援事業所であって常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数及び児童指導員等加配加算(Ⅰ)に加え、理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所((1)又は(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算しない。</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>209単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>139単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>84単位</td> </tr> </table> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>155単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>103単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>62単位</td> </tr> </table> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>91単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>61単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>36単位</td> </tr> </table> <p>2. 放課後等デイサービス</p> <p>区分1の1及び1の2を算定する障害児に対して支援を行う指定放課後等デイサービス事業所であって常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数及び児童指導員等加配加算(Ⅰ)に</p>	(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位
(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位																		
(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位																		
(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位																		

	<p>加え、理学療法士等又は児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所((1)又は(2)を算定する場合にあっては、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別支援計画未作成減算を算定している場合は、加算しない。</p> <p>(1) 理学療法士等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>209単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>139単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>84単位</td> </tr> </table> <p>(2) 児童指導員等を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>155単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>103単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>62単位</td> </tr> </table> <p>(3) その他の従業者を配置する場合</p> <table border="0"> <tr> <td>(一) 利用定員が10人以下の場合</td> <td>91単位</td> </tr> <tr> <td>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</td> <td>61単位</td> </tr> <tr> <td>(三) 利用定員が21人以上の場合</td> <td>36単位</td> </tr> </table> <p>※ 休業日(区分1)も上記と同様に加算。</p>	(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位	(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位	(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位
(一) 利用定員が10人以下の場合	209単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	84単位																		
(一) 利用定員が10人以下の場合	155単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	62単位																		
(一) 利用定員が10人以下の場合	91単位																		
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位																		
(三) 利用定員が21人以上の場合	36単位																		

看護師配置加算の見直しについて

現行	見直し後
<p>○看護師配置加算</p> <p>指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が10人以下の場合 141単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位</p> <p>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位</p> <p>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位</p> <p>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位</p> <p>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位</p> <p>(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位</p> <p>(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位</p> <p>(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位</p> <p>(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位</p> <p>(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位</p> <p>(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 9単位</p> <p>(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位</p> <p>(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 7単位</p> <p>(18) 入所定員が191人以上の場合 6単位</p>	<p>○看護職員配置加算（Ⅰ）</p> <p>指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が10人以下の場合 141単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位</p> <p>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位</p> <p>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位</p> <p>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位</p> <p>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位</p> <p>(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位</p> <p>(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位</p> <p>(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位</p> <p>(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位</p> <p>(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位</p> <p>(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 9単位</p> <p>(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位</p> <p>(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合 7単位</p> <p>(18) 入所定員が191人以上の場合 6単位</p>

<p>ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 141単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位</p> <p>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位</p> <p>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位</p> <p>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位</p> <p>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位</p> <p>(10) 入所定員が91人以上の場合 14単位</p> <p>(新設)</p>	<p>ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合 141単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 70単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 47単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 38単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 28単位</p> <p>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位</p> <p>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位</p> <p>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位</p> <p>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位</p> <p>(10) 入所定員が91人以上の場合 14単位</p> <p>○看護職員配置加算（Ⅱ）</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</p> <p>(1) 入所定員が10人以下の場合 145単位</p> <p>(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 96単位</p> <p>(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 58単位</p> <p>(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 41単位</p> <p>(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 32単位</p> <p>(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位</p> <p>(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 22単位</p> <p>(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位</p> <p>(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位</p> <p>(10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 15単位</p> <p>(11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 14単位</p> <p>(12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 13単位</p> <p>(13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 12単位</p> <p>(14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 11単位</p> <p>(15) 入所定員が141人以上160人以下の場合 10単位</p>
--	---

(新設)	(16) 入所定員が161人以上170人以下の場合	9単位
	(17) 入所定員が171人以上190人以下の場合	8単位
	(18) 入所定員が191人以上の場合	7単位
	ロ 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
	(1) 入所定員が5人以上10人以下の場合	145単位
	(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
	(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
	(4) 入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
	(5) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
	(6) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
	(7) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
	(8) 入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
	(9) 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
	(10) 入所定員が91人以上の場合	15単位
	ハ 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
	(1) 入所定員が40人以下の場合	36単位
	(2) 入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
	(3) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
	(4) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
	(5) 入所定員が71人以上の場合	19単位
ニ 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合		
(1) 入所定員が50人以下の場合	29単位	
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位	
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位	
(4) 入所定員が71人以上の場合	19単位	
○別に厚生労働大臣が定める施設基準		
次の(1)又は(2)のはのいずれかに該当すること。		
(1) 自閉症児施設又は肢体不自由施設であって、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。		
(2) 知的障害児施設又は盲児若しくはろうあ児施設であって		

	、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。
	別表
	判定スコア(スコア)
	(1) レスピレーター管理 = 8
	(2) 気管内挿管、気管切開 = 8
	(3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
	(4) 酸素吸入 = 5
	(5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8 6回/日以上以上の頻回の吸引) = 3
	(6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3
	(7) IVH = 8
	(8) 経管(経鼻・胃ろう含む) = 5
	(9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
	(10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3
	(11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8
	(12) 定期導尿(3/日以上) = 5
	(13) 人工肛門 = 5

平成 30 年度就労支援事業について

○今回の主な改正内容

- ・ 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上
- ・ 一般就労への移行、定着の促進
- ・ 持続可能なサービスの確保

1 就労移行支援

(1) 一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬（別紙・新旧基本報酬）

・ 利用者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就職後6か月以上定着したことをもって実績として評価し、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬を設定する。

・ 定着実績に応じた基本報酬を設定することから、一般就労への移行実績が過去2年間ない場合並びに就労定着者数が過去3年間及び過去4年間ない場合の減算については廃止する。

・ 事業所開設後2年間を経過していない事業所については、現行と同様の基本報酬（別紙 就労移行支援サービス費のそれぞれ（三）の単位数）を算定する。

・ 就労定着支援体制加算は、廃止する。

ただし、平成30年4月から就労定着支援を利用する障害者は、既に通常の事業所に雇用されていることから、新サービスである就労定着支援の説明等や新たな支給決定事務も生じるため、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて、就労定着支援体制加算を算定することも可能とする。

この場合の単位数は、就労移行支援の基本報酬について就職後6月以上の就労定着者の割合に応じた設定とすること及び速やかな就労定着支援サービスへの移行を促進する観点から、現行の単位数の2分の1にする。

(2) 【新設】通勤訓練加算 800単位/日

通勤も含めた訓練について、外部から専門職を招いて、通勤訓練のノウハウのない視覚障害者に対し、白杖による歩行訓練を実施した場合に加算する。

(3) 【新設】在宅時生活支援サービス加算（300単位/日）

在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援が必要であり、生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(4) 就労支援関係研修修了加算の評価の見直し 11単位/日→6単位/日

(5) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し ※別途説明あり

新たに「公認心理師」に加えて「作業療法士」についても有資格者となる。

(6) 施設外就労に係る加算の要件緩和による就労準備支援体制加算（Ⅱ）の見直し

・ 月の利用日数のうち最低2日の達成度評価については、施設外就労先で行うことが可能

- ・総数は、利用定員の100分の70以下とする要件は廃止

現行	見直し後
1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。	企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 離島等における在宅利用時の要件の緩和

現行	見直し後
在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を1週間につき1回は行うこと。 ・在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。 	離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合に、基本報酬の算定を可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所職員による訪問、利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により評価等を1週間につき1回は行うこと。 ・原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

2 就労継続支援A型

(1) 平均労働時間に応じた基本報酬（別紙・新旧基本報酬）

- ・就労継続支援A型は雇用契約を締結し、最低賃金を支払う障害福祉サービスであることから、労働時間の増加は利用者の賃金増加に繋がることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストが掛かることから、利用者の1日当たりの平均労働時間に応じた基本報酬
- ・短時間利用減算は、廃止する。
- ・1日当たりの平均労働時間を算出するに当たり、サービス利用開始時には予見できない事由により、労働時間が短時間になってしまった場合について、平均労働時間の算出から除外する。
- ・実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬（別紙 就労継続支援A型サービス費のそれぞれ(五)の単位数）を算定する。
- ・基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

(2) 【新設】賃金向上達成指導員配置加算 利用定員20人以下の場合 70単位/日

生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加等の賃金向上を図るための賃金向上計画（又は経営改善計画）を作成するとともに、利用者のキャリアアップの仕組みを導入し、当該計画の達成に向けて取り組む賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合、定員規模に応じてそれぞれの所定単位数を加算する。

(3) 【新設】在宅時生活支援サービス加算 (300単位/日)

1 (3) と同じ

(4) 就労移行支援体制加算の評価の見直し

26単位/日→42単位/日 (サービス費 (I) で利用定員20人以下の場合)

(5) 施設外就労に係る加算の要件緩和による施設外就労加算の見直し

1 (6) と同じ

(6) 送迎加算の考え方

雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としている。

(7) 離島等における在宅利用時の要件の緩和

1 (7) と同じ

3 就労継続支援B型

(1) 平均工賃に応じた基本報酬 (別紙・新旧基本報酬)

・ 就労継続支援B型は、障害者が地域で自立した生活を送ることができるように、利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所が障害者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬とする。

・ 目標工賃達成加算は、廃止する。

・ 1月当たりの平均工賃額を算出するに当たり、障害基礎年金1級受給者が利用者数の半数以上いる場合については、平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とする。

・ 実績が出せない事業所の安易な事業参入を防止するため、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬 (別紙の就労継続支援B型サービス費のそれぞれ(六)の単位数) を算定する。

・ 基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については開設後6か月間の実績をもって基本報酬区分の変更を認める。

(2) 【新設】在宅時生活支援サービス加算 (300単位/日)

1 (3) と同じ

(3) 就労移行支援体制加算の評価の見直し

13単位/日→42単位/日 (サービス費 (I) で利用定員20人以下の場合)

(4) 施設外就労に係る加算の要件緩和による施設外就労加算の見直し

1 (6) と同じ

(5) 離島等における在宅利用時の要件の緩和

1 (7) と同じ

4 【創設】就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うサービスを新たに創設。

(1) 支援内容

・障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。

※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。

加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。

・利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

※ 障害者就業・生活支援センターと就労定着支援事業所の関係について〈別紙・通知〉

(2) サービスの対象者

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

(3) 指定〈別紙・指定申請書提出確認表〉

人員 基準	従業員	就労定着 支援員	常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上（資格要件は定めない。）	就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置する。
		サービス 管理責任者	次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上 イ 利用者の数が60以下 1以上 ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	
	管理者	原則として管理業務に従事する者(管理業務に支障が無い場合は他の職務の兼務可)		

(4) 基本報酬・加算の設定

① 就労定着率に応じた基本報酬

・ 利用者との対面による支援を月1回以上行うことを算定要件とする。

・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数(雇用された通常の事業所での就労が継続している者の数)の割合)に応じた基本報酬とする。

また、利用者数の規模に応じた報酬設定とする。

《就労定着支援サービス費の設定》

イ 利用者数 20 人以下

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 3,200 単位/月
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,640 単位/月
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 2,120 単位/月
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,600 単位/月
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,360 単位/月
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 1,200 単位/月
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 1,040 単位/月

ロ 利用者数 21 人以上 40 人以下

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 2,560 単位/月
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 2,112 単位/月
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,696 単位/月
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,280 単位/月
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,088 単位/月
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 960 単位/月
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 832 単位/月

ハ 利用者数 41 人以上

- (1) 就労定着率が9割以上の場合 2,400 単位/月
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 1,980 単位/月
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 1,590 単位/月
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 1,200 単位/月
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 1,020 単位/月
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 900 単位/月
- (7) 就労定着率が1割未満の場合 780 単位/月

② 就労定着実績体制加算 300 単位/月

就労定着支援のサービス利用終了者が雇用された通常の事業所に継続して雇用されるよう、就労定着支援事業者はサービス利用終了者が登録している障害者職業・生活支援センター等の要請に応じて必要な協力を行う必要があることから、サービス利用終了者のうち、雇用された通常の事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する加算を創設する。

③ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120 単位/月

障害者の職場定着をより促進するため、職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している事業所を評価する加算を創設する。

④ 特別地域加算 240 単位/月

中山間地域等に居住する利用者への支援については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

⑤ 初期加算 900 単位/月 (1回限りの算定)

就労定着支援については、就労移行支援事業所等の利用者が利用していた就労移行支援事業所等の職員から引き続き職場定着のための支援を受けることを基本とするが、当該就労移行支援事業所等

外の就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障害者の職場定着のための支援を行う場合には、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

※ 同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用させることは認めないこととする。

⑥ 企業連携等調整特別加算 240単位/月

支援開始1年目は障害者本人に対する支援回数も頻回になると考えられるとともに、就職先企業、医療機関等の関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、支援開始1年以内の利用者に対する支援の手間を評価する加算を創設する。

⑦ 利用者負担上限額管理加算 150単位/回（月1回を限度）

利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

(5) 他サービスとの併給について

・就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、就労定着支援は自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることから、自立生活援助との併給は認めないこととする。

・就労定着支援は、訪問型自立訓練（生活訓練）の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練（生活訓練）との併給は認めないこととする。

・サービス内容が異なる他の障害福祉サービス等との併給は妨げない。

5 その他

(1) 利益供与等の禁止の強化

利用者確保のため、「利用者が友人を紹介すると、紹介した者と紹介された者に金品を授与している事業所」、「企業に就職すると利用者に祝い金を出す事業所」、「就労継続支援A型事業所に雇用され6月以上働く場合に祝い金を出す事業所」、「就職斡旋した事業所に対し金品の授与を行っている事業所」があると指摘されている。

障害福祉サービスは、障害者が自立した生活を営めるよう、その大部分が公費負担によって行われているものであるため、どの事業者を選ぶかは、あくまでも各事業者のサービス内容や質に基づき、障害者が自発的に判断すべきである。こうした意思決定を歪めるような誘因手法は望ましくないことから、金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を禁止することを指定基準の解釈通知に規定する。

指定申請関係書類提出に際しての確認表

法人名	
事業所名	
担当者	氏名
	(TEL) (FAX)
	(email)

- 1 申請書提出前に全ての項目を確認の上、全ての項目について事業所確認欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○印を付けてから提出してください。
なお、「いいえ」に○を付けた項目については、次ページの「未定出書類の今後の処理予定」の欄に、その理由と提出予定日を記入してください。
- 2 指定申請書及び参考様式は、実務経験証明書も含め、最新の様式を県ホームページよりダウンロードして所定の様式を使用してください。
- 3 提出に必要な書類は、必ず以下の順番で揃えて提出してください。

4 就労定着支援事業の指定申請のみ、「一般就労移行実績」も提出してください。
ただし、「設備・備品等一覧(参考様式8)」「協力医療機関との契約内容(参考様式12)」の提出は不要です。

提出に必要な書類	様式番号	確認項目	事業所確認欄	健康福祉事務所チェック欄
申請書	様式第1号	①申請年月日を記入していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②申請者欄に法人の名称等を記入、代表者印を押印していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		③事業所名は運営規程と一致していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		④電話番号、FAX番号、メールアドレスを全て記入していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		⑤「指定申請する事業等の開始年月日」を申請年月日の1ヶ月前(土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)で記入していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
既に指定を受けている事業等一覧	様式第1号別紙	⑥同一法人で既に指定済の事業所・施設を全て記載(障害者総合支援法・介護保険法・児童福祉法も含む)していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
指定に係る記載事項	付表2 (療養介護) 付表3 (生活介護) 付表8 (施設入所支援) 付表9・10 (自立訓練) 付表11 (就労移行支援) 付表12 (就労継続支援) 付表13 (就労定着支援)	①指定済のものも含め【例:生活介護が指定済→付表3も併せて】作成していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②「従業員の職種・員数」の欄は、「勤務体制・形態一覧」に記載の「職種」・「勤務形態」別人数及び「週平均の勤務時間」の計と一致していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		③「主な揭示事項」の欄の記載内容について、運営規程に定める内容から転記していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		④食事提供サービスや送迎サービスを「有」としている場合、運営規程に明記していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
一般就労移行実績 ※就労定着支援のみ提出	付表13の別紙	就労定着支援事業の指定申請者は、過去3年間において平均1人以上通常の事業所へ新たに障害者を雇用させている指定障害福祉サービス事業者であり、申請日の属する日から遡って過去3年間において、一般就労に移行した者について平均1人以上記載していますか。または、事業運営が3年未満であるが、就労移行支援等の利用を経て通常の事業所に雇用された者が3人以上いる指定障害福祉サービス事業者であり、申請日の属する日から遡って過去3年未満の間に、一般就労に移行した者を3人以上記載していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
多機能型による事業を実施する場合の記載事項 ※主たる事業所・従たる事業所がある場合を含む	付表14 (その1・その2)	①多機能型事業所の場合、付表14(その1、その2)を作成していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②主たる事業所及び従たる事業所に区分して記入していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		③複数の事業所がある場合、位置図、移動手段、移動時間の分かる資料を添付していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
勤務体制・形態一覧	参考様式1	①サービス種別ごとに作成していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②サービス提供を行う従業者全員を記載していますか。また、サービス提供時間中に職員が休憩等により空白になる時間が生じない体制となっていますか。	はい・いいえ	/
		③職員が兼務する場合は、本事業のみに従事する勤務時間を記載していますか。	はい・いいえ	/
		④上記③の場合、兼務している職員について、その兼務状況を「参考様式5別紙」の「組織体制図」に具体的に明記していますか。	はい・いいえ	/
組織体制図	参考様式2	記載例を参考に作成していますか。特に、多機能の場合は、1枚で全体が分かるよう作成していますか【主たる事業所・従たる事業所の場合を含む】。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>

提出に必要な書類	様式番号	確認項目	事業所 確認欄	健康福祉事務 所チェック欄
管理者経歴書	参考様式3	①「主な職歴等」の欄は、福祉サービスに関連する内容のみ記入してありますか。 また、該当部分の実務経験資格証明書を添付していますか。 ※就労継続支援の場合は、企業を経営した経験も可【その場合、法人登記を添付すること】	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②「資格の種類」の欄に記載した資格について、証明書の写しを添付してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
サービス管理責任者経歴書	参考様式3	①「主な職歴等」の欄は、要件となる障害者の保健、医療福祉、就労、教育分野における支援経験内容を全て記載し、添付の実務経験(見込)証明書の記載内容とも一致してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②有資格者又は国家資格等を有する場合は、「資格の種類」の欄に記載、当該証明書の写しを添付してありますか。【※管理者と兼務の場合は添付不要です。】	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		③1年あたりの業務日数が180日以上で、次のⅠ～Ⅳのいずれかに該当しますか。 Ⅰ：相談支援業務5年以上 Ⅱ：直接支援業務10年以上 Ⅲ：直接支援業務5年以上で、有資格等(国家資格等を除く)に該当 Ⅳ：国家資格等業務5年以上かつ相談支援又は直接支援業務3年以上に該当	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		④サービス管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修の修了証の写しをいずれも添付してありますか。【※未受講の場合は、研修受講誓約書を添付する。(参考様式4)】	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
研修受講誓約書	参考様式4	サービス管理責任者研修・相談支援従事者初任者研修いずれか一方でも未受講の場合、該当する研修を指定日から1年以内に受講する誓約書を添付してありますか。 【※経過措置期間は、新規指定日から1年以内】	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
実務経験(見込)証明書	参考様式5	①サービス管理責任者経歴書の「主な職歴等」の欄に記載の実務経験について、資格要件となる直接支援業務又は相談支援業務について、必要年数分の「実務経験証明書」と「資格証」の写しが添付されていますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②「実務経験証明書」は、厚生労働省告示に規定する対象事業の従事者であって、相談支援業務や直接支援業務に該当する証明となっているか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
平面図	参考様式6	①hP掲載の設備基準やQ&Aに照らし合わせ、各サービスに必要なスペースを確保してありますか【1人当たり3mを目安とした作業・訓練室、プライバシーに配慮(他者に見えない、聞こえないなど)した相談室等】。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②他の事業所等と共用がある場合は、サービス毎に利用者の利用動線を分けた配置となっていますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
居室等面積一覧	参考様式7	③設備等について、設置階ごとに記載してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		④他の事業所等との共用がある場合、共用する事業所・施設名を記入してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		⑤同一事業所の他の設備と兼用している場合、兼用の内容について記載してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
設備・備品等一覧 ※就労定着支援は提出不要	参考様式8	⑥利用者に支障がないよう、サービス提供上で配慮すべき設備の概要を記載してありますか(利用者人数分の椅子や机等)。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		⑦非常災害設備等を記載してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		⑧各部屋における備品等を記載してありますか。また、添付写真と整合してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
外観、内観、基準上必要な設備等の写真		⑨サービスが提供できる状態の写真を添付してありますか。※サービスが提供できる状態でない場合は、完了予定日を報告(ただし、サービスが提供できる状態が確認できない場合指定不可)	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		⑩建物の外観、玄関、各スペース、非常口、消火器設置場所、鍵付き書庫等についての写真(各1ショット)を添付し、撮影箇所を明記した図面も添付してありますか。 【図面に撮影方向を矢印で表し、写真に合わせた番号を記載】	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		⑪参考様式2で記載の備品についての写真(各1ショット)を添付し、⑩と同じ図面に撮影箇所を明記してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		⑫撮影写真は4～6ショットのカラー写真をA4用紙1枚にまとめて提出(複数枚可)してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
苦情解決措置の概要	参考様式9	①苦情窓口(連絡先)及び担当者氏名を明記してありますか。また、付表の「苦情解決の措置概要」と一致してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②処理体制・手順を具体的に明記してありますか(対応できる日時も記載)。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
主たる対象者を特定する理由等	参考様式10	主たる対象者を特定する場合は、参考様式10を提出してありますか。 (「特定無し」の場合、提出不要)	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		主たる対象者を特定する場合は、「2 特定する理由」を具体的に記載してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		主たる対象者を特定する場合は、「3 今後における主たる対象者の拡充予定」を記載してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		主たる対象者は、指定に係る記載事項(付表)、運営規程と合致してありますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>

提出に必要な書類	様式番号	確認項目	事業所 確認欄	健康福祉事務 所チェック欄
誓約書、役員等名簿	参考様式11	①兵庫県所定の様式により作成(暴力団員等でない旨明記)していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②誓約書と役員等名簿が両面印刷又は割印により一体として作成していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		③役員等名簿に管理者も記入するとともに、全ての役員・管理者について、役職、生年月日、就任年月日を記入し、個人印を押印していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
協力医療機関との契約内容 ※就労定着支援は提出不要	参考様式12	緊急時の対応が可能な契約を締結していますか。※様式12、または契約書のどちらかを提出していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
定款		①定款等の事業目的に、「障害福祉サービス事業」を規定していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②【就労継続支援A型の場合】 定款には、専ら社会福祉事業を行うことのみを定めとしているか(それ以外は原則不可)。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
登記簿謄本(原本)		定款等の事業目的には、「障害福祉サービス事業」を規定していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
運営規程		①指定基準上必要な内容(県条例上明記する内容を含む)を記載しましたか。 ○緊急時等における対応方法 ○非常災害対策 ○虐待等の禁止 ○事故発生時の対応 ○暴力団利用禁止 等	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②送迎サービスや食事提供サービスを実施する場合は、サービス内容、利用者負担等を記載していますか。また、加算を取る場合、加算以外で根拠のない利用者負担を定めていますか。	はい・いいえ	
		③営業日、営業時間については、労働基準法を遵守して定めていますか。また、就業規則、勤務形態と整合性を図っていますか。	はい・いいえ	
資産状況が分かるもの		直近の資産状況が分かる資料を添付していますか。 【直近決算報告書等 ※新設法人の場合は、預金残高証明】	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
事業所の使用権限を証する書類		申請者(代表者個人名義等は不可)に使用権限があることがわかる書類写しを添付していますか。【例:財産目録、賃貸契約書等】	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
事業計画書		①具体的にを行うサービスの内容を明記(サービス提供の1日の流れ等)していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②利用見込み人数について明記していますか。※収支予算書の積算根拠に矛盾しない見込数とすること。	はい・いいえ	
		③【就労移行支援・就労継続支援の場合】 生産活動その他の活動の機会の提供・作業内容を具体的に記載していますか。	はい・いいえ	
		④【就労移行支援・就労継続支援の場合】 生産活動の場合の業務委託契約書の写しを添付していますか。	はい・いいえ	
収支予算書		①開所後1年間の収支について、月別に作成していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		②収入及び支出の積算根拠を明確に記載していますか。	はい・いいえ	
		③【就労移行支援・就労継続支援の場合】 就労支援事業会計と福祉事業会計と分けて作成していますか。	はい・いいえ	
		④【就労移行支援・就労継続支援の場合】 就労支援事業会計で、収支差額が発生していませんか。	はい・いいえ	
賠償責任保険加入証書の写し		補償の対象に指定を受ける支援の種類及び人数が含まれている傷害保険・賠償責任保険証書の写しを添付していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
その他		HP添付の「人員・設備基準」、「資格要件」等を理解の上で申請を提出していますか。なお、代理人が書類を作成した場合は、申請者に上記内容について理解を求めた上で提出していますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		代理人により申請している場合は、「委任状」が添付されているか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
		「社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票」に該当する番号、必要事項の記載、または必要な書類の写しの添付をしていますか。	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>

未提出書類の今後の処理予定

未提出書類(様式)名	未提出の理由	提出予定日	健康福祉事務 所チェック 欄
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 14 日

各 都道府県労働局職業安定部 御中

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省 職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者就業・生活支援センターと就労定着支援事業所の関係について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）に基づき、平成 30 年 4 月から就労定着支援が新たに実施されます。

この就労定着支援は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、就労移行支援等が行う 6 月の職場定着支援の期間を経過した後、引き続き障害者の職場への定着及び就労の継続を図るために、就労定着支援事業所が企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる日常生活及び社会生活を営む上での課題解決に向けて必要な支援を最大 3 年間行う障害福祉サービスです。

障害福祉サービスとして実施する就労定着支援は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第 27 条に規定される障害者就業・生活支援センター（以下「支援センター」という。）が従前より実施している障害者の就業面及び生活面に関する一体的な支援と機能が重複することから、下記のとおり、支援センターと就労定着支援事業所の関係を整理しました。

労働局及び都道府県においては所管する支援センターに周知を図り利用者、事業主への支援が適切・円滑に行われるよう特段のご配慮をお願いします。

記

1 就労定着支援の利用期間中における支援センターと就労定着支援事業所の関係についての基本的な考え方

就労定着支援の利用期間中は、利用者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を就労定着支援事業所が主体的に支援を行う。

ただし、就労定着支援の実施に当たっては、関係機関との連絡調整及び連携を行うこととしていることから、下記2の場合については、就労定着支援事業所が個別実施計画に位置づけた上で支援センターの協力を得ることを妨げない。

2 就労定着支援事業所が支援センターの協力を得ることが可能な場合

以下の(1)から(3)の場合には、就労定着支援事業所がその利用者の支援のために、支援センターの協力を得ることを妨げない。

(1) 利用者及び事業主への対応に係る助言・援助

就労定着支援事業者が、就労定着支援の提供にあたり、広範囲にわたる障害特性(精神障害、発達障害、高次脳機能障害等)の理解や企業に対する支援ノウハウ(職務遂行能力向上、職務再設計、雇用管理上の助言等)について十分に習得していないため、支援センターのノウハウが必要である場合、その他、自立支援協議会で協議した結果、支援センターからのノウハウ提供が必要と認められた場合には、就労定着支援事業者から支援センターに利用者や事業主の情報を連絡し、必要な助言・援助を求めること。

(2) チーム支援における連携

利用者が、ハローワークが実施するチーム支援の対象となっており、当該就労定着支援事業者と支援センターが構成員となっている場合には、利用者及び事業主に対して連携して支援すること。

(3) 集団による交流機会等への参加

支援センターが実施する在職者の交流会や勉強会、レクリエーション等の集団プログラムであって、利用者にとって参加することが職場定着を図る上で有効であるが、就労定着支援事業者が同様のプログラムを提供できない場合に、支援センターの集団プログラムに就労定着支援の利用者を参加させること。

3 就労定着支援の利用期間終了後に利用者を支援センターに引き継ぐ場合の留意点

就労定着支援の最大3年間の支援期間終了後においても、就労定着支援事業所自らの判断により、利用者の希望に応じて支援を継続することは妨げるものではない。

ただし、就労定着支援事業所がその支援を終了して支援センターに引き継ぐ場合には、支援終了前から利用者が抱える課題や支援を行う上で必要な情報を本人の理解を得た上で支援センターに伝達するとともに、引き継ぎの頻度や方法等(利

用者や事業主との面談に支援センターが同席する等)を工夫し、必要な支援が切れ目なく継続するように留意する。

なお、就労定着支援事業所は、支援を終了した後も、支援センターから職場定着のために必要な支援の協力を求められた際には協力を努めることとする。

就労定着支援

○ 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う日常生活及び社会生活及び社会生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間(最大3年間)にわたり行うサービス(「就労定着支援」)を新たに創設する。

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者
- 一般就労後6月を経過した者

支援内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- ※利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行うとともに、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

